

## 中山間地域等直接支払制度の継続と改善

提案・要望先 農林水産省

### 提案・要望の要旨

平成22年度以降も制度を継続するとともに、地域の実態に応じた活用しやすい制度に改善すること。

### 【提案・要望の具体的内容】

1. 中山間地域において、農業生産活動を維持し、耕作放棄地の発生を防止していくうえで欠かせない「中山間地域等直接支払制度」を平成22年度以降も継続すること。
2. 地域の実態に応じた活用しやすい制度に改善すること。
  - (1) 「5年間以上の継続活動」について、弾力的な運用を図ること。
  - (2) 「交付金の遡及返還」について、免責事由を拡大すること。
  - (3) 「1ha以上の団地」の要件を緩和すること。

## 【提案・要望の理由】

1. 当該制度では、中山間地域の貴重な資源である農地が耕作放棄されることを防止する効果はもとより、交付金による経済的な波及効果も大きく、さらに、当県では、県内の集落営農組織の約9割が集落協定をきっかけに発足しており、高齢化の進行する中山間地域の農業を維持していくうえで、大きな役割を担っていることから、平成22年度以降も継続していくことを強く要望します。
2. 次の理由により、地域の実態に応じた活用しやすい制度に改善することを提案します。
  - (1) 高齢化が進行する中で、「5年間以上の継続活動ができない場合には、交付金全額を遡及返還しなければならないこと」に不安を感じ、協定を締結できない集落があります。前期対策から今期対策に移行した際には、全協定締結集落の約5%にあたる38集落が継続を断念し、その内20集落が「高齢化」を理由に掲げています。また、県内の当該制度の対象となる集落数の協定締結率73%に対して、その内の4分の1を占める「小規模・高齢集落」に限れば、その締結率は60%にとどまっています。

こうしたことから、5年間以上の継続活動を前提としながら、取り組み実績をベースとして遡及返還措置を緩和することとし、例えば、中間年評価を実施する3年目を区切りとして、それ以降に高齢化等によって耕作や維持管理活動ができなくなる場合には、「市町村長がやむを得ないと判断すれば、その時点までの交付金について遡及返還を求めない」等の弾力的な運用を図ること。
  - (2) 協定違反の交付金の遡及返還については、「違反対象農用地に限定すること」とするとともに、耕作放棄の発生防止や農村への定住人口の増加等を図っていくために、「自己施工の農道及び協定参加農家の墓地・分家住宅等の整備は免責事由とすること」などを検討すること。
  - (3) 当県では、急傾斜地に狭あいな田や畑が多数点在しており、「1ha以上の一団の農用地の確保」が困難な場合が多く、耕作放棄地の発生を防止する観点から、「1ha以上の一団の農用地」という対象農用地の基準を見直し、営農上の一体性に関係なく、「飛び地」についても交付対象とすること。